

◇番号	201609									
◇研究機関名	国立高等専門学校機構秋田工業高等専門学校									
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 24 年 4 月に実施された会計検査院会計実地検査において、支払関係帳票と取引業者の売上げ台帳を照合・確認した結果、不適切な経理処理（品名替え）を指摘されたことが契機となり発覚した。</p> <p>【調査に至った経緯等】 会計検査院会計実地検査において指摘されたことを受け、不適切な経理処理についての原因調査、検証等をすべく、当該取引業者の売上帳と秋田高専の支払関係書類との照合等の調査を行った。</p>									
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（理事・事務局長・財務課長・秋田高専校長・東京高専校長・外部委員 2 名）を設置して調査を実施</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 25 年 11 月 29 日～平成 26 年 1 月 30 日 ・ 調査対象 (対象者) 当該研究者、経理担当事務職員、当該取引業者 (対象経費) 物品費 (対象年度) 平成 19 年度～平成 22 年度 ・ 調査方法 書面及び聴取による調査 									
◇調査結果	<p>【不正の種別】 品名替え</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <p>○動機、背景 当該研究者は、実験の被験者用靴下、研究用のカーナビ及び液晶テレビの購入を計画していたが、靴下については、科学研究費補助金の補助にて購入不可であるとの思い込みがあり、また、カーナビ及び液晶テレビについては、科学研究費補助金のみでは予算が不足し、他経費との合算で購入することが認められていないとの思い込みから本行為に至った。</p> <p>○手法 当該研究者は、実験の被験者が不衛生であるため、実験用靴下を購入したが、本物品が科学研究費補助金では購入できないものとの思い込みから、支払書類をカラー用紙 A 4 厚口に品名替えすることを当該取引業者に依頼した。また、複数の経費にて購入を行うことは、認められていないとの思い込みから、カーナビ及び液晶テレビの購入に伴い、科学研究費補助金以外の経費で合算して購入を行うために支払書類をトナーやソフトウェア等に品名替えすることを当該取引業者に依頼し、品名替えがされた書類を事務担当者へ提出した。</p> <p>○不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">資金の種別</th> <th style="width: 33%;">不正に支出された研究費の額</th> <th style="width: 33%;">不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td style="text-align: center;">65,951 円</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">65,951 円</td> <td style="text-align: center;">1 人（実人数※）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	科学研究費補助金	65,951 円	1 人	計	65,951 円	1 人（実人数※）
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数								
科学研究費補助金	65,951 円	1 人								
計	65,951 円	1 人（実人数※）								

	<p>(私的流用の有無)</p> <p>調査の結果を踏まえ、当該研究者による私的流用はないものと判断。</p> <p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</p> <p>秋田高専では、機構本部では認めていない教員発注が行われていた。教員発注が行われていたにもかかわらず、事務担当者による検収を行っていないことが大きな原因であると判断した。また、取引業者の中には同一人が長年取引を担当し当該研究者との馴合いが生じている場合があり、そのことも原因の一端であると考えられる。当該取引業者の売上帳と秋田高専の支払関係書類を照合した結果、品名替えが行われたことの事実を認定した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】</p> <p>当時の研究費の管理体制として、10万円未満の物品については、教員発注を認めていたが、事務担当者による検収を実施せず、支払処理をしていた体制であったとともに、当該研究者に科研費使用ルールの理解不足があった。また、公的研究費等のガイドラインや高専機構にて行った「公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底」に関する通知があったにもかかわらず周知・徹底がなされていなかった</p> <p>【再発防止策】</p> <p>不適切な経理処理の再発を防止するため、以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収体制を整備し、全ての物品を発注者以外の事務担当者である総務課課長補佐(財務担当)(同補佐が不在の場合は財務係長又は財務係員が検収を実施)が検収する体制とし、取引業者に対して検収への協力について文書により依頼した。 ・教員発注を全面禁止し、教職員に周知・徹底するとともに、取引業者に対しても教員発注を禁止したことを文書により通知し、周知徹底を図った。 ・適正な会計処理及び資産管理の徹底を図るため、「適正な会計処理及び資産管理の徹底について」を決定し、教員会議にて周知・徹底を図った。また、科研費説明会の資料を配布し、説明・報告を行った。
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 当該研究者に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則に基づき戒告とした。 ・公表 平成29年6月30日(金) 高専機構ホームページに調査結果を公表